

予算決算委員会民生教育分科会会議録

招 集

令和3年12月21日（火）本会議休憩中 議場

出席委員（8名）

（分科会長）矢田貝 香 織 （副分科会長）伊 藤 ひろえ
石 橋 佳 枝 門 脇 一 男 土 光 均 戸 田 隆 次
前 原 茂 森 谷 司

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【福祉保健部】大橋部長兼福祉政策課長

[福祉課] 橋尾課長 長尾課長補佐兼保護第二担当課長補佐

[障がい者支援課] 塚田次長兼課長 米田課長補佐兼相談給付担当課長補佐

[健康対策課] 中本課長 仲田課長補佐兼健康総務担当課長補佐

【こども総本部】景山部長

[こども支援課] 金川課長 松永子育て支援担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 安東議事調査担当係長

傍 聴 者

安達議員 稲田議員 今城議員 岩崎議員 岡村議員 奥岩議員 尾沢議員

国頭議員 田村議員 西川議員 又野議員 矢倉議員 渡辺議員

報道関係者0人 一般0人

審査事件

議案第122号 令和3年度米子市一般会計補正予算（補正第11回）のうち当分科会
所管部分

~~~~~

### 午前11時04分 開会

○矢田貝分科会長 ただいまから予算決算委員会民生教育分科会を開会いたします。

先ほどの本会議で予算決算委員会に付託された議案のうち、当分科会の審査担当とされました議案1件について審査いたします。

議案第122号、令和3年度米子市一般会計補正予算（補正第11回）のうち、福祉保健部所管部分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

塚田福祉保健部次長。

○塚田福祉保健部次長兼障がい者支援課長 議案第122号、令和3年度米子市一般会計補正予算（補正第11回）のうち、福祉保健部が所管する部分につきまして、歳出予算の概要等を御説明いたします。まず予算説明資料、歳出予算の事業の概要をお出しいただき、

1 ページ目をお開きください。1 ページの上の段の原油価格高騰に伴う生活支援事業についてですが、1, 992 万円を計上しております。これは、原油価格高騰による灯油等石油製品の価格上昇に伴い、家計への影響を受けている一定基準の世帯の負担軽減を図るため、灯油などの購入にかかる金銭的給付を実施するための経費でございます。給付対象世帯は、在宅の生活保護世帯等でございます。給付額は1世帯当たり5, 000円とし、現金で給付いたします。給付の時期は年内を予定しております。

次に、2 ページの上の段の公衆浴場確保対策事業についてですが、42 万円を増額しております。これは、原油価格が高騰している中、物価統制令により入浴料金の統制を受けている一般公衆浴場の運営事業者は、原油価格高騰分の経費を入浴価格に転嫁できず、経営の圧迫を受けています。そのため、鳥取県が一般公衆浴場の運営事業者を対象にした補助を決定したことから、本市も鳥取県に協調して補助を実施するものでございます。令和3年度米子市一般会計補正予算（補正第11回）の説明につきましては以上でございます。

**○矢田貝分科会長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

石橋委員。

**○石橋委員** 公衆浴場のほうですけれど、結局対象が2事業者とあと電気式の給湯のところは1事業者ということなんですが、この3つの事業者以外はないってことですか、米子市内には。

**○矢田貝分科会長** 中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 3つの事業者以外はございません。

**○矢田貝分科会長** ほかにございませんでしょうか。

予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

**午前11時08分 休憩**

**午前11時08分 再開**

**○矢田貝分科会長** 予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。

議案第122号、令和3年度米子市一般会計補正予算（補正第11回）のうち、こども総本部所管部分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

金川こども支援課長。

**○金川こども支援課長** 議案第122号、令和3年度米子市一般会計補正予算（補正第11回）のうち、こども総本部が所管する部分につきまして、歳出予算の概要等を御説明いたします。お手元の予算説明資料、歳出予算の概要の1ページをお開きください。子育て世帯への臨時特別給付金事業ですが、12億5, 416万5, 000円を増額しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、経済的な負担が増加している子育て世帯等への給付金について、国が先行給付金の5万円に加え、追加として来年春に向けて5万円相当のクーポンを基本とした給付を行うとしていた部分についても、現金による一括給付も可能との方針を示したことから、本市においては子ども1人当たり10万円の現金による一括給付を実施することとし、追加分の5万円給付について、予算を増額して対応しようとするものでございます。なお、支給時期は児童手当受給者のうち、公務員以外の方へは申請不要で、令和3年12月27日に支給をいたします。また、高校

生のみを養育している方、公務員の方など申請が必要な方には令和4年1月上旬以降に申請書を提出していただき、令和4年1月下旬以降に支給をいたします。説明は以上でございます。

**○矢田貝分科会長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

土光委員。

**○土光委員** 受給者に関して、公務員に関して、児童手当受給者は公務員は含めずに申請が必要な人に含める、これは理由は何ですか。

**○矢田貝分科会長** 金川こども支援課長。

**○金川こども支援課長** 児童手当につきましては、公務員はそれぞれの所属官庁から給与とともに児童手当が給付されているものでございます。なので、口座等の把握が必要となりますので、申請をいただくということにしております。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりました。

それから、児童手当受給者は口座情報とか把握してるからそれを使うということで、それは理解してます。これ、いつの時点の、つまり米子市が児童手当受給者でこの口座に振り込むみたいな最新の情報に基づいてやると思いますが、いつの時点ですか。

**○矢田貝分科会長** 金川こども支援課長。

**○金川こども支援課長** 児童手当の9月分、10月支給になりますが、その部分がいわゆるプッシュ型の対象となりますので、10月に支給した情報を基にしております。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 実は新聞の記事でということで質問するんですが、例えば10月時点での情報で12月27日に振り込む。で、以前この分科会でDVの場合はどうするかというときに、きちんとそれは配慮して、実際に子どもを養育している、答弁では当人という言い方をしましたけど、要は今回の10万円は基本的に子どもに出るものですから、その子どもを実質的に養育している者に支給するというのでDV等の時は配慮するか。実は新聞で見たと言うのは、例えばこの2か月間で離婚したとか、別居してるとか、そういうケースがあると、10月時点での振込先と実質子どもを養育しているものが必ずしも一致しないケースがあり得るのではないかと、そういう場合はやはり実質的にこどもを養育してる口座に、人に支給をするような、そういった配慮とかそういった方法が必要ではないか、当事者たちもそういうふうにしてほしいということ、これは多分国に要望してて、新聞記事の記憶で言ってるので、国もそういうふう配慮するのは何の問題もない、むしろそうすべきだというふうな対応だったと思うのですが、米子市の場合はこの辺はどういうふうに対応しますか。そういうケースがあるかどうか分からないけど、ちょっとそれが気になって質問してます。

**○矢田貝分科会長** 松永こども支援課子育て支援担当課長補佐。

**○松永こども支援課子育て支援担当課長補佐** 今現在、国のほうからこちらの給付金につきましてはの事業の取扱いについて自治体向けのQ&A等も出ているんですけども、その中で基準日が9月30日になりますが、それ以降に世帯の状況が変わられて、例えば離婚された方についてその支給がどうなるのかということについて自治体向けのQ&Aに載

っているんですけども、その中ではあくまで9月30日の基準日、児童手当の対象者、受給者の方が今回の給付金の対象ということで取り扱うように国のほうから通知がきているというところになりますので、米子市もそれに従って取扱いをする予定にしています。

○**矢田貝分科会長** 土光委員。

○**土光委員** じゃあ先ほど私が新聞の記憶で国はそうだというのはそれは誤りみたいなので、そこはちょっと撤回します。ただ、やはりこの給付金の趣旨は子どもを養育している者にきちっと届くというのが趣旨だと思う。だから米子市、これ国の事業というか一環だと思いますけど、基本的にこれ自治事務ですよ、法定受託事務じゃなくて。だからやはりこの給付の趣旨に沿ったように、米子市がある意味で独自の判断をしてそういったことをできるようにというのは私は必要だと思うのですが、その辺、部長どう思います。そういうふうにしたほうがいいと思うんですが。

○**矢田貝分科会長** 景山こども総本部長。

○**景山こども総本部長** 議員おっしゃることはよく分かりますけれども、緊急になされた給付金でありますのでそのところはなるべく御両親双方での理解の下、小さいお子さんを養育されている親御さんのほうに渡されるというところでなされるものじゃないかなというふうに思っております。

○**矢田貝分科会長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっと最後の辺がよく聞き取れなかったんですが、どういうふうに思ってるかというところ。

○**矢田貝分科会長** 景山こども総本部長。

○**景山こども総本部長** これは双方の御両親の御相談の下に、実際どのようにされるかということを決められるべきではないかなというふうに思います。

○**矢田貝分科会長** 土光委員。

○**土光委員** 新聞記事でそういったことに関して、大体別居とか離婚をした関係のときに10万円を事実上自分が養育しているから下さいよ、そういう話なんかできるわけないとか実際それ実態だと思います。ただ、行政ができることは、期間もあるし、そんなに限られてると思うんですが、例えば今回でも児童手当受給者以外の方は申請して、というのはありますよね。だから例えば、市民からこうこうこういう理由で配慮願えないだろうかみたいな問合せがあればきちっと対応するとか、逆に行政もそういったケースに関しては相談してくださいとか、そういった周知はしてもいいのではないかと思うのですがいかがですか。

○**矢田貝分科会長** 金川こども支援課長。

○**金川こども支援課長** 例えばDV等のそういった事情がある場合には前回は御説明したとおりで、申出をいただいて対応ができるということがございますので、そういった場合には問合せをしていただくということで周知を図っております。

○**矢田貝分科会長** 土光委員。

○**土光委員** 今はDVの話をしているのではなくて、今言った例、離婚とか別居とか事実上児童手当の登録された口座に振り込んだとしても、事実上子どもを養育してる当人に渡らないケースがあり得るのではないかと思うので、それに対しても一定の配慮、先ほど言いましたけど、期限も限られているのでできることは限られていますけど、最低そういつ

た問合せがあったらきちんと対応する。それから、そういった相談をしてくださいという周知をする。もし国のQ&Aで基本的には児童手当受給者みたいな、もしそういったQ&Aがあったとしても、米子市の判断として、そういう場合は実質の養育者に支給する。もし、これを国が認めないと言ってもそれは自主財源でやればいいじゃないですか。そういうふうな考え方はないですか。

**○矢田貝分科会長** 金川こども支援課長。

**○金川こども支援課長** 国のQ&Aについては、恐らく期間が限られた迅速に支援を届けるというところでの基準として設定されているものだと思います。養育については、それぞれ父、母のそれぞれの言い分と言いますか、そういったものもあるかと思しますので、そういった実態把握を行った場合には支給が大幅に遅れる、あるいは宙に浮いた形になるということも考えられます。現時点では国の示した基準のとおり支給して、その後で先ほど部長も申しましたようにそれぞれの御両親のほうで御相談いただくというのが一番早い形になるのではないかとこのように考えております。

**○矢田貝分科会長** 景山こども総本部長。

**○景山こども総本部長** 補足申し上げますけれども、通常の御相談の中でこれに限らず、離婚であるとかお子さんの養育であるとかそういった御相談を受けておりますので、委員おっしゃいますようにそういった御相談の際にこういったことも含めてできる対応をしていきたいというふうには考えております。

**○矢田貝分科会長** 土光委員。

**○土光委員** だからそういう相談に関してはできる対応をしていただく。それから元々それ知らなければ相談もしないと思うので、少なくともそういった場合は相談してくださいみたいな、できる範囲での周知はしてもいいのではないかと思います。全て状況把握して、それから支給というのはできないと思うので、米子市はそういった対応をしますよということを知り、必要があれば相談してください、そういった周知はできるのでは、大体申請者、これ周知しますよね。そのときにそういったことも含めて申請してもらうために周知はするはずですから、そこにそういったことも含めて周知をするというのは最低ではないかと思うんですが。基本的に国のQ&Aは先ほど聞いた内容ですが、基本的に実態として養育者に、児童手当の口座のまま振り込んでも実態として養育者に渡らないということが明らかである場合は、米子市は当人、要は子どもを事実上養育しているところに支給する、そういったことはされるのですか。

**○矢田貝分科会長** すみません。当局に申し上げます。

土光委員の意見として受け止められて、2つ前の質疑のところでも現在DVに対する取扱いと同様に離婚等でうまく御両親が調整できないときの相談についても対応を受ける、またそのように周知もしているというお話が課長のほうからちらっとありましたけれども、そのところもう一度確認で、土光委員の要望について、どこまで米子市が現在取り組んでいるのか、取り組めるのかということも明確にお答えいただけますでしょうか。

金川こども支援課長。

**○金川こども支援課長** 先ほどのDVについては御説明をしました。同様に養育実態がないということが明らかである場合には御相談をいただくということで周知を図っていきたいと考えます。

○矢田貝分科会長 意見ということでいいですね。

石橋委員。

○石橋委員 すみません。2つ。さっきの土光委員の質問の関連を先に言いますけど、一括して年内に支給されるという予定の(1)のケース、児童手当受給者のケースは日程的にはもう今すぐにもでも手続入るようにしたいということですよ。先議で5万円のほうが先に決まって、それは議会が終わるのを待てないからという理由でした。できるだけ急ぎたいという理由で、それが10万円になったことでちょっと先に延びてる形なんですけど、これがとても急がれてるわけですけど、いつどういうふうにして何日頃に振込になるんでしょうか。

○矢田貝分科会長 金川こども支援課長。

○金川こども支援課長 既に先行の5万円については、通知を発送しております。その中で、今後給付額、現金一括給付で10万円を支給することも検討しておりますと明記しております。その結果として、議決をいただいた場合には12月21日に米子市ホームページでお知らせをしますということで通知をしております。

○矢田貝分科会長 ほかにございませんでしょうか。

石橋委員。

○石橋委員 それでしたら土光委員の言われるように先ほどのような実質別居とか離婚されたっていうケースにもできるだけなるべく早く情報が行き渡るように広報をしていたきたいと思うんですね。それが一点と、もう一つは前回も言いましたけど、2つ目の申請していただくほうですけど、これはいろんな状況で5段階ぐらいに所得の基準額というか、支給の対象になる基準というのが細かく分かれていますので、そこについて該当の方がうちも支給の手挙げしていいんだわというのがはっきり分かるように広報していただきたいと思うんですけど、至急に。どんなふうにする予定ですか。

○矢田貝分科会長 金川こども支援課長。

○金川こども支援課長 児童手当、今回先行分の次の申請分につきましては、確かに自分が該当するかどうかということで考えられる方があると思いますので、実際に御案内をさしあげる際には該当の可能性のある方に全て通知をしまして、その上で手続いただくということで考えとります。

○矢田貝分科会長 ほかにございませんか。

予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

**午前11時25分 休憩**

**午前11時26分 再開**

○矢田貝分科会長 予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。

分科会長報告のための意見の取りまとめを行います。

御意見がございましたら、発言をお願いいたします。

土光委員。

○土光委員 先ほどやり取りした実質の養育者に確実に渡るよう、そういった配慮、運用をしてほしいという、そういった趣旨の意見を報告に入れていただきたいと思います。

○矢田貝分科会長 皆様いかがでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝分科会長** それでは、以上の意見を踏まえ、文案を作成させていただきます。  
以上で、予算決算委員会民生教育分科会を閉会いたします。

**午前 11 時 26 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

予算決算委員会民生教育分科会長 矢田貝 香 織